

[1]健康・福祉・医療

【高齢者施策】

- (1) 団塊世代が後期高齢者に一挙に到達する、いわゆる「2025年問題」を念頭に、生活支援、介護予防、介護・医療の連携による「地域包括ケアシステム」の体制整備を加速させます。そのために、日常生活圏域の見直しや職員体制の強化を図り、さらに多職種間の連携を強化して、在宅福祉の体制を充実します。
- (2) 高齢者の現役時代の能力や興味・関心を活かした地域の活動を推進し、高齢者の社会参加を促します。また、スポーツクラブとの連携やインターバル速歩の推奨など、高齢者の健康づくりを支援します。
- (3) 地域の人々のつながりで、高齢者を見守る仕組みをつくり、介護離職を減らし、老老介護・老障介護世帯を支援します。
- (4) 介護予防事業を検証し、予防事業の内容とその効果を数値的に明らかにすることで、より効果的な予防事業を推進します。
- (5) 高齢者施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、ショートステイ、デイサービス、グループホーム、小規模多機能施設、高齢者住宅など）を整備し、高齢者が地域で安心して暮らせるようにします。
- (6) 介護従事者の確保・資質の向上・人材育成のための支援を充実し、心のケアの実施や就労環境の向上を進めます。
- (7) 在宅医療の推進には、まず、かかりつけ医を必要に応じて紹介できるシステムの構築を行い、その上で行政との情報共有につとめます。
- (8) 「孤独死」の対策として、居場所づくりなどを通じて、社会的孤立の解消に取り組むとともに、電気・ガス・水道や配送事業者などとも連携しながら、地域の見守りネットワークの拡充に取り組めます。
- (9) 特殊詐欺の標的になりやすい高齢者の被害を防止するために、あらゆる機会を通じて、最新の手法や具体的対応策の普及に取り組むとともに、自動通話録音機の設置を進めます。

【認知症対策】

- (1) 認知症サポーター研修や認知症カフェの開催支援など、高齢者をコミュニティで見守る仕組みづくりを進めます。
- (2) ICTを活用した徘徊SOSネットワークの構築や緊急通報システムの整備を進めます。
- (3) 若年性認知症や高次脳機能障害など外見からは分かりにくい症状に対し、社会の理解を深めるとともに、対策を充実させます。

【障がい児（者）施策】

- (1) 障がい者の自立支援、生活・就労支援を推進します。そのためにも当事者、家族の声が届く体制を強化します。アールブリュット（既成の表現法にとらわれない独自の手法や発想による芸術）をはじめする芸術活動や文化、スポーツ、生涯学習など、さまざまな分野での障がい者の参加と協働を進めます。
- (2) 発達障がいも含めた障がい児（者）及び保護者に対し、幼児期・学齢期・成人期の切れ目のない支援を進めます。
- (3) 障がい児及び医療的ケアの必要な子どもへのハード・ソフト両面の支援体制を充実させます。
- (4) 特別支援学級への教員の増加などを行い、きめ細やかな教育を実現します。
- (5) 精神障がいと身体・知的障がいの格差を是正します。社会から患者と家族が孤立しやすい軽症の精神疾患患者を訪問するための専門チームづくりを進めます。
- (6) ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。通学支援や当事者目線に立った移動支援の柔軟な運用など、障がい者の円滑な移動を推進します。
- (7) 車イス利用をはじめ、盲導犬や聴導犬など、障がいを理由にサービス等の利用が拒否されることのないよう理解と協力を推進します。

【がん対策】

- (1) がん検診受診率を高め、早期発見・早期治療に結びつけるための施策を推進します。特に、女性特有・男性特有のがんについては、それぞれの特性に応じた啓発活動や検診対策を強力に進めます。
- (2) がん患者やその家族に対する経済的支援をはじめ、相談体制、とりわけ民間支援団体とも連携しながら患者に寄り添った相談体制の拡充に取り組みます。

【自殺対策の推進】

- (1) 東京は全国に比べ、若い世代の自殺割合が高い状態にあります。心の悩みを抱えた若年者への相談体制を充実するとともに、メンタルヘルスケアや働きやすい職場環境づくりを進めます。また、インターネットゲートキーパー事業をはじめ、ゲートキーパーの拡充に取り組みます。

【その他】

- (1) 暮らしのさまざまな困りごとを、コミュニティの支えあいで解決していくしくみづくりを進めます。また、既存のコミュニティに属さない緩やかな繋がりを支援するとともに、NPOや地域サークルの活動を支援します。
- (2) 低所得者対策として実施されている国保料や介護料などの各種減免制度について、料率の改善など、支援充実に取り組むとともに、一度の申請で他の制度の減免も受けられるワンストップサービスの実現に取り組みます。

[2]子育て支援

【子育て支援】

- (1) 障がいの有無などにかかわらず、子どもが自分らしく、健全に育っていくためにも、また、児童虐待やいじめなどで苦しんでいる子どもを救うためにも、「子どもの権利条例」の制定に取り組みます。
- (2) 待機児童の解消を早期にかつ確実に実現します。そのために、認可保育所をはじめとする保育施設の増設を図るとともに、保育士の確保と定着のための処遇改善を進めます。また、保育の質の確保に向けて、第三者評価をはじめ、認可外を含む保育施設への立ち入り調査など、チェック体制の強化に取り組みます。
- (3) 病児・病後児保育、延長保育、低年齢児保育、障がい児保育、一時保育、休日・夜間保育、なども含め、多様な保育メニューを拡充します。また、医療的ケア児の受け入れ支援に取り組みます。
- (4) 出産・子育ての負担の軽減を図るため、子育て世代包括支援センターの設置・充実を図るなど、妊娠期からの切れ目のない相談支援に取り組みます。
- (5) 不妊治療助成と出産の正しい知識の啓発に取り組んでいきます。
- (6) 学童保育所の待機児童解消に向け、施設の活用や延長保育を推進します。
- (7) 子ども家庭支援センターの施設拡充と機能を充実し、在宅家庭向けの地域子育て支援拠点の一層の整備を進めます。
- (8) 子育てと親の介護の「ダブルケア」に対応した施策を推進します。

【虐待・貧困対策】

- (1) 児童虐待を防止するため、子どもへの虐待や犯罪などに関する関係機関等の連携を強化し、24時間対応の総合的な相談窓口を整備します。児童相談所の区移管に備えて必要な対策を講じます。
- (2) 各種検診の未受診児などがあるハイリスク家庭への継続的な支援をはじめ、加害者である親の相談・支援体制を構築します。
- (3) 社会的養護が必要な子どもたちを支援するため、児童養護施設を退所した若者への相談体制の充実をはじめ、就労支援や進学支援に取り組みます。
- (4) 子どもの貧困に関する実態調査の実施をはじめ、施策の数値目標を入れた実施計画の策定や対策を着実に講じることで、「貧困の連鎖」を地域から断ち切ります。
- (5) 子どもが生まれ育った環境に左右されず、安心して教育が受けられるよう、返済の軽減を行う奨学金や、給付型奨学金の創設に取り組みます。
- (6) 子どもたちの学習習慣や生活習慣の育成のための居場所支援、高等学校進学に向けた学習支援

を行います。

- (7) 貧困の有無にかかわらず、広く「こども食堂」や「子ども宅食」を支援することで、問題の早期発見・早期解決に役立てます。
- (8) ニート・ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して、義務教育終了後も関係団体と連携して、居場所づくりや就労支援の取り組みます。

[3] 教育

【学校教育】

- (1) 教科担任制の導入や学校事務職員の配置、業務の見直しなどで、教師の多忙化を解消し、児童・生徒と向き合う時間が十分取れる工夫を行い、学力強化を一層図ります。
- (2) L G B Tを含むセクシャルハラスメント防止研修など研修制度の充実をはじめ、I C Tの有効活用等により、授業力・指導力のある教員の育成とレベルアップのための環境を一層整備します。
- (3) 学力向上に向けて、教育現場のI C T化やプログラミング教育のための環境を整備します。
- (4) 部活動をさらに活性化するため外部専門指導員等の積極的な活用を図ります。
- (5) 学校と地域との連携を図りながら学校運営を行うコミュニティスクールを推進します。
- (6) 30人学級の完全実現を視野に、少人数学級のための施設整備の充実を進めます。
- (7) 地元産食材を活用した学校給食を進め、食品ロスや世界的な食糧問題など、食育の推進に取り組みます。
- (8) いじめをはじめとする学校の抱える様々な問題への対応を支援するため、スクールソーシャルワーカーの配置を推進します。弁護士や精神科医などの専門家と連携し、24時間電話相談やS N Sの活用、学校と家庭の連携事業などの総合対策を実施します。
- (9) 不登校や高校中退者で、悩みを抱える子どもたちに対して、N P O等と連携しながら、進学・転校の支援に取り組みます。
- (10) 10代の望まない妊娠や感染症を防ぎ、また生命や人格、人権を尊重するという観点から、発達段階に応じた性教育を行います。

【その他】

- (1) 18歳選挙権や18歳成人化を契機として、社会・経済・政治に関心を高め、自ら主体的に考え行動できるように、主権者教育をさらに推進します。
- (2) ネットを介在した被害にあいやすい若者の消費者トラブルを防止するために、教育現場での専門資格者による啓発活動やインターネットを活用した相談・啓発など、若者に向けた消費者教育を進めます。
- (3) 図書館については、地域特有の課題に焦点をあて関連する書籍や資料を展示するほか、講座や

個別相談も実施するなど、地域住民のニーズに応じたサービスを提供し、住民のコミュニティスペースとなるよう取り組んでいきます。

[4]環境

- (1) 太陽光発電への助成や地中熱、木質バイオマス、VPP（小規模発電事業者と需要家との需給調整を行う仮想発電所）の活用を進めるなど、原発ゼロを一日も早く実現するため、再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- (2) 農地を使って行う「ソーラーシェアリング」や公共施設の屋根等を使って行う「まちなか発電所」など、地域の特性に応じた施策を進めます。
- (3) 街路灯・防犯灯・公共施設・公共交通機関の照明等の全面LED化や民間施設のLED化など、省エネを加速します。
- (4) 省エネルギー・スマートシティへの取り組みを、まちづくりや各種インフラの整備・改修に盛り込んでいきます。
- (5) 里山や水路などの地域資源については、地域住民と連携し、生物多様性に配慮した管理・運営を推進します。
- (6) 河川環境向上のために、下水道未接続対策を進めるとともに、公共施設等への雨水浸透ますの設置を推進します。
- (7) 人と動物が幸せに暮らす社会を実現するため、ペットの殺処分ゼロをめざします。
- (8) 東京都の受動喫煙防止条例の可決を受け、公衆喫煙所の整備をはじめ、路上などの喫煙ルールの見直し、禁煙治療への支援など、受動喫煙対策をさらに進めます。

[5]オリンピック・パラリンピック

- (1) 2020年東京パラリンピック大会の認知度を高め、ハード面だけでなく、ソフト面でのユニバーサルデザインを推進します。
- (2) オリンピズムの目的にある「人間の尊厳」や「平和な社会の確立」という視点を踏まえ、子どもたちへの障がい者理解教育やダイバーシティ教育の定着に取り組めます。
- (3) 障がい者スポーツの推進に向け環境整備に取り組めます。パラスポーツを知り、体験し、応援できる環境整備を行います。
- (4) 東京2020大会を契機に、子どもの体力向上の対策を強化します。
- (5) 多くの参加者が自発的にボランティアができるよう体制を構築します。
- (6) 暑さ対策として、遮熱性舗装や保水ブロック、ミスト、退避場所の設置などを行うとともに新規に、医療スタッフの配置や救急搬送などの体制を整備し、事故のない円滑な大会運営を推進します。

- (7) 東京2020大会を契機に、公共施設、交通機関、道路、観光・サービス施設などの案内・標識の多言語表示やW i - f i 環境、「外国語アナウンス」の整備を積極的に推進します。
- (8) 公園内や駅前などの公衆トイレの改修、バリアフリー化、多言語化、外国人観光客へのマナー啓発を行い、清潔で利用しやすいトイレで来訪者をおもてなしできるようにします。
- (9) 観光舟運の活性化や、水上交通ネットワークの推進など魅力ある水辺の活用を目指します。
- (10) 東京2020大会開催にかかる交通渋滞の影響を最小限に抑えるため、組織委員会や東京都と情報共有をしながら、地域住民や企業、物流事業者への影響を減らすなどの対策を講じます。
- (11) 東京2020大会開催により影響が懸念されるサイバー攻撃対策を強化し、円滑な大会運営を推進します。

[6]まちづくり

【防災・安全・安心】

- (1) 住民同士の顔がつながる学校を拠点とした防災コミュニティづくりを進めます。また、地域における防災訓練実施への支援を強化します。企業との連携、自治体間の広域連携を推進します。
- (2) 学校や事業所等での備蓄の徹底など、帰宅困難者対策を充実します。
- (3) 木造密集地域の耐震化・不燃化を早期に進めるとともに、集合住宅や木造住宅の耐震化、防災ベッド、簡易耐震化工事への助成に取り組みます。
- (4) 首都直下地震や豪雨・洪水等の被害想定を踏まえて、公共施設や橋梁、護岸、防潮堤等の耐震化の早期実現を図るとともに、ゲリラ豪雨対策を進めます。
- (5) 電気、ガス、上下水道等、ライフラインの耐震化を関係機関などと連携し、促進します。
- (6) 特定輸送路沿道建物の耐震化を促進します。また、国道・都道だけでなく、市道や区道の無電柱化を推進します。
- (7) 通学路の安全確保のために、ブロック塀も含む民間建築物の改修促進など、対策を強化します。また、学校など公共施設の建築基準法上不適格な壁の改修を進めます。
- (8) 消火活動や救急活動の障壁となっている狭あい道路の解消に取り組みます。
- (9) 避難行動要支援者など災害弱者への対策として、対象者の把握をはじめ、情報伝達や避難方法の確認・訓練などを通じて、体制整備に取り組みます。
- (10) ラグビーワールドカップ、東京2020大会も想定した大災害時の外国人旅行者への避難対策に取り組みます。
- (11) 災害時の避難場所としての小・中学校トイレの洋式化を進めるとともに、体育館のエアコン・シャワールーム等の設備を充実させます。またプライベート空間の確保や女性への配慮など、人道上の最低基準を定めたスフィア基準にのっとり、避難所環境の改善に取り組みます。

【その他】

- (1) 改正住宅セーフティネット法で創設された低額所得者に対する月額4万円の家賃補助制度が、より多くの自治体で導入されるよう取り組みます。
- (2) 自転車走行レーンの拡充など、自治体間の連携で、自転車行政を進めます。
- (3) 羽田空港の国際線増便計画については、テストフライトの実施や地域住民に対する説明会の開催を求めるなど、落下物や騒音等に対する不安解消に取り組みます。

[7]雇用・産業

- (1) 高齢者の就業機会を増やし、雇用の促進を図ります。
- (2) 起業家を支援するために、コワーキングスペース（事務所スペース、会議スペース等を共有しながら独立した仕事をする事ができるスペース）の整備などに取り組みます。
- (3) 公契約の下で働く人の雇用や労働条件を守るために、「公契約条例」の制定に向けて取り組みます。（都内では多摩、国分寺、渋谷、足立の4区市で制定されています）
- (4) 電子マネーを推進し、世界の観光客や都民が生活に身近な決済が誰でもできるようにします。
- (5) 多摩産材の利用拡大に取り組みます。

[8]人権

- (1) 国籍や民族などの異なる人たちが、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生き、共に活躍していく多文化共生社会の実現に向けて積極的に取り組みます。
- (2) ヘイトスピーチ対策として、川崎市などでの条例を参考に、条例化を推進します。
- (3) 「子どもの権利条例」の制定に取り組みます。（再掲）
- (4) 犯罪被害者等の支援強化に向けて、条例化も含めて取り組みます。（都内では、杉並、日野、国分寺、多摩の4区市で条例を制定しています）
- (5) 原発被災者への住宅を含む支援を継続します。
- (6) 同和問題や路上生活者、刑を終えて出所した人や無国籍、拉致問題など、さまざまな人権課題に積極的に取り組みます。

【ジェンダー平等推進施策】

- (1) 多様性が尊重される社会を目指すため、LGBT当事者を含むすべての人がその性的指向及び性自認によって差別されることの社会をつくるため、LGBT差別解消条例を制定します。
- (2) 同性パートナーシップを公認する制度を創設します。また、教育現場をはじめ、さまざまな機会を捉え、LGBTについての意識啓発に取り組みます。

- (3) パートナーに対する暴力の根絶に向けて、各種研修を含めた普及啓発はもとより、加害者の更正や精神的DV被害などの実態調査、病院拠点型など性暴力被害者支援ワンストップセンターの拡充に取り組みます。
- (4) 女性の貧困対策として、離婚前相談も含めたシングルマザーが相談しやすい相談窓口の拡充をはじめ、各種支援の拡充に取り組みます。また、非正規女性の実態調査をはじめ、就労や住居に関する専門相談窓口の開設など、非正規シングル女性への支援に取り組みます。
- (5) 働く女性への支援として、起業の女性管理職登用にに向けたトップセミナーや相談・指導を実施するとともに、中小企業の両立支援・ワークライフバランスを推進します。
- (6) 若年女性対策として、若年女性の特性に合った相談窓口と居場所の設置をはじめ、若年（特に児童福祉法の適用から外れた18歳以上）女性たちに必要な政策を確立するための実態調査と必要な支援に取り組みます。また、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関わる健康・権利）」への理解を広めるための教育・学習を推進します。
- (7) 災害施策として、市区町村防災会議における女性委員の割合を増やします。併せて、女性の視点から避難所環境の改善に取り組みます。
- (8) 男性の育児休暇や介護休暇の取得支援を推進します。
- (9) シングルファザーに対する子育て相談をはじめ、病院や保育園の急な送り迎えでも、休暇が取りやすい職場環境づくりを進めます。

[9] 自治・議会

- (1) 検証可能な政策決定を担保するために、公文書管理に関わる条例や制度の整備を進めます。
- (2) 情報公開を推進するとともに、その情報がどのような意味を持つのかも含め、情報の可視化・見える化を進めます。
- (3) 無作為抽出により選ばれた市民などからなる「住民協議会」を設置し、自治体の政策に関する意見交換や市民への情報伝達、市民意見の行政への反映に役立てます。同時に、行政運営に対する市民の参画意識の向上を図り、市民協働を促進します。
- (4) スマートフォンやインターネットの活用で、多くの人たちが、まちの課題（道路の陥没や壁の落書きなど）を共有したり、行政運営に携わることができる新しい公共サービスの実現に取り組みます。
- (5) AIやRPA（ロボットによる業務自動化）を活用することで、行政サービスの向上を図ります。
- (6) 妊娠・出産・育児はもちろん、障がいなどに起因する議会活動のハードルを引き下げます。
- (7) 議会のインターネット配信をはじめ、視覚・聴覚障がい者等にも伝わる情報発信を進めます。

以 上